

仕 様 書

1 件名

令和8年度「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」及び「江戸を感じる観光の魅力発信」に係る PR 映像の制作と広告配信業務委託

2 目的

東京都は「日本各地とのインバウンド誘客促進事業」（以下「地方連携事業」という。）において、日本のゲートウェイである東京が各地方の自治体等と連携したプロモーションを展開することで、欧米豪市場の旅行者に向けた東京及び各地方の認知度の向上と、東京を起点とした日本各地の周遊旅行の促進をはかっている。

また、「江戸を感じる観光の魅力発信」（以下「江戸事業」という。）では、「江戸」をキーワードとした日本各地の歴史・文化観光資源の魅力を欧米豪市場に対して広く発信することで、多彩で奥深い「江戸」の国際的な認知度を向上させ、外国人旅行者による東京及び日本各地への訪問促進を目指している。

本業務委託では、両事業の魅力を広く効果的に発信するために PR 映像を制作するとともに、同映像を活用した広告配信業務を行う。

3 契約期間

令和8年4月24日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

5 対象市場

欧米豪市場（各事業における、より詳細なターゲット層は後述）

6 委託内容

（1）全体運営

ア 取り組み姿勢

- ① 「2 目的」に加え、東京都及び各地方に対する外国人個人旅行者の認知及び来訪割合等、インバウンドの現況を十分に踏まえ、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ② 東京と各地方双方の魅力が等しく際立ち、両者の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ③ 本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。

イ 体制及び事業管理

- ① 履行開始にあたり、適切な履行のための体制づくりと人員の確保を行い、業務管理及び連絡調整を担う責任者を配置すること。体制及び事業遂行にあたる一連の詳細

なフロー等を示した「事業計画書」を、履行開始後速やかに策定すること。パートナー会社含め体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は TCVB に共有すること。

- ② 当事業において想定される各作業項目の進捗管理表を履行開始後速やかに作成し、遅滞なく実施すること。定例ミーティング等で進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。
- ③ 制作にあたるディレクター及び業務従事者は、画像や映像、音声等のマルチメディア制作を行う上で必要な知識、経験及び技能を有し、海外からの観光客誘致の視点に立ち、自国外の海外市民への訴求を行うプロモーション映像の制作、又は監修経験をもつことを必須とする。また、訴求対象となるターゲットへの知見が深いスタッフを業務体制に含めること。

(2) 映像制作及び広告配信

別紙 1 及び 2 のとおり、事業を実施すること。共通の条件・留意事項は前項 (1) 「全体運営」及び以下アからイまでに則ること。

- ・ 別紙 1：地方連携事業における映像制作及び広告配信詳細
- ・ 別紙 2：江戸事業における映像制作詳細

ア 撮影・素材収集

- ① 原則として、本映像制作のために新規で撮影すること。ただし動画の魅力を高めるために最適だと判断された場合は、既存素材の部分的な使用を可とする。
- ② 事業遂行に必要な全ての素材・情報を受託者が収集すること。撮影や編集、権利許諾に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、モデル起用費、コーディネート費、飲食費、各種データ費等）は、全て委託費に含むこと。
- ③ 撮影場所の選定にあたり、PR する場所として適切な場所か（立入禁止区域でないか等）、最適な時期に撮影許可がおりるか等を事前に調査を行った上で決定すること。
- ④ 著作権、肖像権等に問題のない素材を使用し、各施設等の関係各所、版權元及び別紙 1、2 に記載のある各自治体等に掲載許諾を得ること。必要な手続き、交渉は全て受託者が行うものとする。確認内容は逐次記録に残して整理・保管すること。
- ⑤ 映像は全て人物モデルの起用を想定している。事業主旨を考慮した上で選定すること。
- ⑥ 本事業に用いる素材（映像、イラスト、写真、音楽、出演モデル等）は原則として使用期限のないものを使用すること。第三者が権利を有する等により使用期限がある場合は、少なくとも令和 13 年 3 月 31 日までは使用できるよう（令和 8 年度から 5 年間の使用を予定）、必要な経費を委託費に含めること。
- ⑦ 東京都が発信するプレスリリース等の制作のため、掲載する画像や写真を都度提供すること。一部加工する必要がある場合は、協議の上対応すること。

イ 掲載テキスト作成

- ① ナレーション及び字幕の使用は妨げない。英語にて作成すること。
- ② 原稿やキャッチコピー等のテキストの制作は、十分な実績と類似案件の経験豊富な

英語のネイティブライターが行い、ネガティブに受け止められる表現にならないよう細心の注意を払うこと。校閲・校正は当該ライター以外の英語と日本語のネイティブ又はバイリンガル能力を有する者が行うこと。

- ③ 固有名詞をはじめ、掲載内容については各自治体や施設等の公式サイト等を参照に正しい表現・表記で統一すること。正確な意味の伝達に加え、観光の魅力を伝えるためにふさわしく、かつ自然な表現にすること。
- ④ 掲載情報に関する事実確認を徹底すること。
- ⑤ 各関係先に対する掲載内容の事前確認の際は、原則として日本語のテキストを用いること。

7 完了報告と委託料の支払い

(1) 支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

(2) 提出物の形式等

履行期限までに、以下の仕様にて提出すること。

ア TCVB の様式による委託完了届

イ 実施報告書 A 4 版、横書きカラー ※目次、体裁、提出期限等は別途決定

ウ 映像データ 2 部

(国内外で利用できるデータ形式及び PC で再生できる形式で DVD 等の電子媒体にまとめたもの)

エ その他、別紙 1 及び 2 で指定の納品物

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、8 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第 14 に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

なお、本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア TCVB より受託者に提供する連携自治体の担当者（氏名、所属、連絡先）

イ 受託者が収集する許諾・確認関係先の情報

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*に定められた事項を遵守すること。

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、8 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13 その他

- (1) TCVB は必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
--